



陳情第30号

陳 情 書

令和5年8月23日

大仙市 議会議長 様

住 所 〒010-0001
秋田市中通七丁目 2-15-203
陳 情 者 加賀屋 俊悦
連 絡 先 080(3332)4365
kagaya_ka9@384.jp

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請することについて、資料を添えて陳情いたします。

【陳情の趣旨】

◆教員不足に苦悩する教育現場

文科省によれば、2021年度始業時において公立学校全体で2558人もの教員不足が発生していました¹。その後も、産・育休などの代替教員が見つからないため、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任したりする事例が頻発しています。欠員分の業務をカバーする教員の過重労働はさらなる病気休職や離職につながり、教員不足を深刻化させるという負の連鎖が止まらなくなっています。

◆教員の非正規依存が教員供給を不安定化

その主な原因は、大量採用期の教員の退職により教員需要が増大していることに加え、教員雇用の非正規依存が進み教員供給が不安定化したことにあります。国・地方財政難で給与費抑制・削減が進められる中、少子化進行による将来の教員過員を回避するための雇用調整として正規採用が控えられ、非正規教員が増え続けています。2021年度の公立学校教員の非正規率は小、中、高ともに10%を超え、特別支援学校においては実に18.57%でした²。その背景には、義務教育費国庫負担率の2分の1から3分の1への縮減など2000年代以来の教職員給与費制度の改変も影響しています。

◆死と隣り合わせの長時間過密労働が学校不信を招く結果にもなっている

また、教員の長時間過密労働が表面化したことで教職希望者が減少していることも教員不足の要因となっています。小学校教諭の33.4%、中学校教諭の57.7%は月80時間以上時間外労働の「過労死ライン」を超えて働いています³。うつ病など精神疾患を理由に休職した教職員は、2021年度には過去最多の5897人を記録しました⁴。また、過密労働のため授業を準備する時間も不十分なままに指導し続けな

1 文科省「『教師不足』に関する実態調査」(2022年1月31日)

2 文科省「『教師不足』に関する実態調査」(2022年1月31日)

3 文科省「教員勤務実態調査」(2016年調査)

4 文科省「公立学校教職員の人事行政状況調査」(2023年1月16日)



ければならず、「子どもにもっとゆっくりていねいにかかわって、楽しくわかる授業がしたいのにできない」状態が恒常化し、学校教育に対する不信を招く結果となっています。こうした教育現場の実態を早急に改善し、教員の人権を擁護することが喫緊の課題です。

◆「乗ずる数」改善による授業担当コマ数の軽減が効果的

教員不足と長時間過密労働を解消することと、子どもの学習権を保障し教育活動を充実させることとを両立させるためには、正規教員を増やすことが不可欠です。義務標準法⁵は、公立小中学校の教員標準定数を基礎定数⁶と加配定数⁷の組み合わせにより算定していますが、近年の定数改善は若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまってきました。正規教員を抜本的に増やすには、義務標準法第7条1項1号の教員基礎定数の算定方法（標準学級数×乗ずる数における「乗ずる数」の数値）を改正して学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすことが効果的です。「乗ずる数」を1.25倍に改善するだけで、教諭の週平均授業担当コマ数を、小学校なら1日平均4コマ（空きコマ2程度）に、中学校なら1日平均3コマ（空きコマ3程度）に減少させることができます⁸。そのために教員数は約12万4千人、予算は約9800億円が必要となります⁹が、給特法¹⁰により教員に支給されていない時間外勤務手当を現在の労働時間で支給した場合約9000億円が必要という文科省の試算¹¹を考えたとしても現実的な政策です。

◆現代の教育ニーズに合わない教員算定方式の改善は公教育のSDGs

2021年に小学校全学年35人学級制（「標準学級数」を算定する学級編制標準の35人化）が41年ぶりに実現しましたが、諸外国と比べて35人はもはや「少人数学級」とは呼べず¹²、中学・高校は未だ40人学級のままだす。「乗ずる数」にいたっては1993年以来30年間改正されず、教育ニーズが増大する教育現場の実態に合わなくなっています。（高校標準法¹³第9条は、収容定員数を「除すべき数」で割ることで標準教員数を算定）

教員の労働条件は子どもの教育条件であり、教育基本法第9条2項には「その身分は尊重され、待遇の適正が期せられ」なければならないと規定されています。公教育を持続可能なものとして発展させていくために少人数学級制（義務標準法3条学級編制標準の少人数化）の拡充とともに「乗ずる数」「除すべき数」の数値を改正することによる教員基礎定数の算定方式の改善で正規教員を抜本的に増やすことを、貴議会において議員の皆様の提案により国に意見書を提出していただくことを要請します。

5 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（1958年制定）

6 学級数、学校数、児童・生徒数等に応じて機械的に算定される教員定数

7 特定の教育目的のために、政令により基礎定数に上乘せして配当される教員定数

8 文科省「教員統計調査」（2019年実施）結果により試算

9 2022年度文科省「定数算定表」統計から給与費単価792万円（「地方教育費調査」より）で試算

10 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（1971年制定）

11 中央教育審議会学校における働き方改革特別部会（第8回）議事録（2017年11月28日）

12 『図表でみる教育：OECDインディケーター（2022年版）』（明石書店）

13 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（1961年制定）